

# 職員の給与に関する報告及び勧告

平成18年9月

川崎市人事委員会

写

18川人委調第295号  
平成18年9月11日

川崎市議会議長 矢 沢 博 孝 様  
川 崎 市 長 阿 部 孝 夫 様

川崎市人事委員会  
委員長 日野原 守

職員の給与に関する報告及び勧告について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

# 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所における従事者の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

なお、職員の給与のうち管理職手当については、「管理又は監督の地位にある職員等の管理職手当の特例に関する条例」（平成14年川崎市条例第55号。以下「特例条例」という。）により一律10%減額して支給されているため、こうした状況をも踏まえて、本年の報告を行うものである。

## 1 職員の給与等の実態

本委員会が、本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、「川崎市職員の給与に関する条例」（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）適用の職員（11,456人、平均年齢42.9歳）の平均給与月額は421,570円（給料359,793円、扶養手当10,406円、地域手当37,694円、その他13,677円）となっている。

これら職員のうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表(1)の適用職員（6,625人、平均年齢42.3歳）の平均給与月額は423,779円（給料360,920円、扶養手当8,826円、地域手当37,964円、その他16,069円）となっている。

なお、特例条例による管理職手当の減額措置がないものとした場合の本年4月現在における給与条例適用の職員の平均給与月額は422,236円となっており、これら職員のうち行政職給料表(1)の適用者の平均給与月額は424,769円となっている。

## 2 民間の給与等の実態

本委員会は、職員の給与と民間給与との精確な比較を行うため、例年のとおり、人事院及び神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の455事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された112事業所について行ったものである。

調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者について、役職、学歴、年齢別に、本年4月分として支払われた給与月額及び昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっており、ベースアップの中止等の給与抑制措置を行った事業所の給与状況についても職員との給与の比較に反映されたものとなっている。なお、本年は、調査対象となる民間企業の規模を従来の100人以上から50人以上に改めたほか、調査対象従業員の範囲をスタッフ職の従業員等に拡大した。

【参考資料第10表～第23表（26～42ページ）参照】

本年の職種別民間給与実態調査の調査結果の概要は次のとおりである。

### (1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒200,573円、短大卒175,918円、高校卒161,733円となっている。

【参考資料第11表（27ページ）参照】

### (2) 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめ各職種ごとの平均支給額は、参考資料第12表に示すとおりとなっている。

【参考資料第12表（28～37ページ）参照】

### (3) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で62.2%、高校卒で36.6%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうちで初任給が据置きの実業所は、大学卒で73.2%、高校卒で66.7%となっている。

【参考資料第13表（38ページ）参照】

### (4) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は83.2%であり、その平均支給月額はい偶者15,364円、配偶者と子1人の場合20,918円、配偶者と子2人の場合25,487円となっている。

【参考資料第14表（38ページ）参照】

### (5) 住宅手当

借家・借間居住者に対して住宅手当を支給している事業所は75.3%であり、自宅居住者に対して支給している事業所は59.9%となっている。

【参考資料第15表（39ページ）参照】

### (6) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.43月分相当となっている。

【参考資料第16表（39ページ）参照】

### (7) 給与改定の状況

参考資料第17表に示すとおり、一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は19.1%（昨年12.0%）と、昨年を上回っているのに対し、ベースアップを中止した事業所の割合は12.7%（同25.2%）と、大幅に昨年を下回っている。

また、参考資料第18表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は83.2%（昨年91.6%）となっており、昨年に比べて減少している。

【参考資料第17表・第18表（39・40ページ）参照】

#### (8) 年俸制の導入状況

参考資料第19表に示すとおり、年俸制を導入している事業所は、課長級では28.7%、部長級では33.9%となっている。

【参考資料第19表（40ページ）参照】

#### (9) 昇給制度の状況

参考資料第20表に示すとおり、一般の従業員について昇給制度を設けている事業所は88.3%であり、査定昇給を行っている事業所は72.4%となっている。

【参考資料第20表（40ページ）参照】

#### (10) 冬季賞与の配分状況

参考資料第21表に示すとおり、民間事業所の冬季賞与の配分状況については、課長級においては考課査定分が57.6%となっているのに対し、一般の従業員においては考課査定分が44.2%となっている。

【参考資料第21表（41ページ）参照】

#### (11) 雇用調整の実施状況

参考資料第22表に示すとおり、民間事業所における雇用調整の実施状況を見ると、平成18年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は、30.0%となっている。雇用調整の措置内容としては、採用の停止・抑制（34.9%）、部門の整理・部門間の配転（30.5%）、業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換（30.3%）、転籍出向（29.4%）の割合が高く、希望退職者の募集（5.7%）、賃金のカット（3.6%）といった厳しい措置も引き続き実施されている。

【参考資料第22表（41ページ）参照】

#### (12) 所定労働時間の状況

事務・管理部門の平均所定労働時間等は、参考資料第23表に示すとおりとなっている。

【参考資料第23表（42ページ）参照】

### 3 公民給与の比較方法の見直し

本委員会は、公民給与の比較方法について検討した結果、次のとおり比較方法の見直しを行うこととした。

- (1) 比較対象企業規模を従来の100人以上から50人以上に改めるとともに、企業規模50人以上100人未満の企業の各役職段階との対応関係を設定した。
- (2) 比較対象従業員であるライン職の民間役職者について、公務における役職者の部下数等を考慮してその要件を改めた。
- (3) スタッフ職及び要件を満たしていないライン職の役職者のうち、要件を改めた後のライン職の役職者と職能資格等が同等と認められる者についても比較の対象に加えることとした。

### 4 職員の給与と民間給与との比較

3で述べた公民給与の比較方法の見直しを行った上で、職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果は、次のとおりである。

## 職員の給与と民間給与との較差

(単位：円)

項 目	民間給与 a	職員の給与 b	較 差
			a - b
			(a - b) / b × 100
行政職給料表(1)関係	420,233	(減額前) 423,527	3,294 ( 0.78%)
		(減額後) 422,607	2,374 ( 0.56%)

(注) 1 本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

- 2 職員の給与及び較差欄の上段は、特例条例による管理職手当の減額がないものとした場合の職員の給与に基づき算定した数値であり、同欄の下段は、特例条例による同手当減額後の職員の給与に基づき算定した数値である。

## 5 物価及び生計費

総務省統計局の本年4月における消費者物価指数は、昨年4月に比べると全国では0.4%、本市でも0.3%増加している。

本委員会が同省の家計調査及び全国消費実態調査を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で112,840円、2人世帯で190,200円、3人世帯で226,520円、4人世帯で262,840円となっている。

【参考資料第24表・第25表(43～45ページ)参照】

## 6 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して、国家公務員(一般職)の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告を行った。その内容は、おおむね次のとおりである。



## 1 官民の給与較差に基づく給与改定

### (1) 官民給与の比較方法の見直し

#### ア 比較対象企業規模

- ・ 従来の「100人以上」から「50人以上」に変更
- ・ 企業規模50人以上100人未満の企業の各役職段階との対応関係の設定

#### イ 比較対象従業員

- ・ ライン職の民間役職者の要件を変更
- ・ 要件変更後のライン職の役職者と同等と認められるライン職の役職者及びスタッフ職に拡大

#### ウ 比較における対応関係の整理

- ・ 給与構造の改革による俸給表の職務の級の新設・統合に伴う対応関係の整理

### (2) 月例給

本年4月現在の民間給与と公務員給与の較差は18円(0.00%)であり、官民較差が極めて小さく、適切な俸給表改定が困難であること、諸手当についても民間の支給状況とおおむね均衡していること等を勘案して、月例給の水準改定を見送り

### (3) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、所定内給与月額4.43月分であり、職員の支給月数(4.45月分)とおおむね均衡

### (4) その他の課題

#### ア 特殊勤務手当の見直し

引き続き手当ごとの業務の実態等を精査して所要の見直しを検討

#### イ 独立行政法人等の給与水準

専門機関として、独立行政法人等における給与水準の在り方等の検討において今後とも適切な協力

## 2 給与構造の改革

### (1) 地域手当の支給割合の改定

平成22年度までの間に計画的に改定することとしており、職員の地域別在職状況等を考慮し、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間の暫定的な支給割合を1～3%引上げ

### (2) 広域異動手当の新設

広域的に転勤のある民間企業の賃金水準が地域の平均的な民間企業の賃金水準よりも高いことを考慮し、広域異動を行った職員に対して手当を新設

### (3) 俸給の特別調整額の定額化

年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、定率制から俸給表別・職務の級別・特別調整額の区分別の定額制に移行

### (4) 勤務実績の給与への反映

新たな昇給制度及び勤勉手当制度における勤務実績の判定に係る改善措置等の活用について、管理職層以外の職員についても平成19年度からの実施に向けて準備

### (5) 専門スタッフ職俸給表の検討

各府省において検討が進められている複線型人事管理の具体的内容等を踏まえ、引き続きその具体化について検討

## 3 その他の改革

少子化対策が我が国全体で取り組まれている中で、扶養手当における3人目以降の子と2人目までの子の手当額の差を改める必要があることから、平成19年4月1日から3人目以降の子等の支給月額を1,000円引上げ(5,000円 6,000円)

## 4 公務員人事管理に関する報告

### (1) 今後の公務・公務員の役割

- ・ 公務は、国民生活を支える社会的基盤。高い質の維持・安定的運営が必要
- ・ 公務志望者層の変化が懸念される中、多様な有為の人材確保・育成が重要。行政の専門家集団として、高い倫理観と市民感覚の下、誇りと志をもって公務従事

できる環境整備が課題

- ・ 定員純減・配置転換を円滑に実施する上でも、公正の確保・職員の利益保護への留意が重要

(2) 公務員人事管理の向かうべき方向 - ライフサイクル全体に即した検討

- ・ 外部人材の登用を進めると同時に、行政の中核を担う人材は、職業公務員として確保・育成・活用していくことが引き続き基本
- ・ キャリア・システムへの批判を受け止め、幹部要員を計画的に確保・育成する仕組みを幅広く検討。当面、節目節目の選抜強化と採用試験の種類にとらわれない人材登用を推進
- ・ ジェネラリスト重視から特定分野の高度専門職など業務の必要性和職員の適性等に応じた人材の確保・育成
- ・ 職員本人の意向にも配慮した多様な勤務形態を用意
- ・ 複線型人事管理の導入

(3) 主な課題と具体的方向

ア 能力・実績に基づく人事管理

体系的な人事評価制度の実現、種職員の選抜の厳格化と種等職員の登用促進、分限制度の適切な運用

イ 多様な有為の人材の確保

人材確保の在り方について強い問題意識を持って検討、新たな経験者採用システムの導入、官民人事交流の促進

ウ 勤務環境の整備

育児のための短時間勤務制度、自己啓発等休業制度の導入、超過勤務の縮減、心の健康づくりの対策の推進、苦情相談の充実

エ 退職管理

営利企業への再就職規制制度を厳正に運用、退職給付の官民比較・外国調査

## 7 むすび

### (1) 職員の給与に関する事項

以上述べた本市の職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について措置する必要があると考える。

なお、職員の給与と民間給与との比較を行うに当たっては、特例条例による管理職手当の減額措置が本市の厳しい財政状況を踏まえた時限的なものであることや本来支給されるべき給与水準を示すという給与勧告制度の趣旨を考慮し、当該措置がないものとした場合の給与によることが適当であると判断するものである。

#### ア 本年の給与改定

##### (ア) 給料表及び扶養手当

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を3,294円(0.78%)上回っており、当該較差の解消を図るため、次のとおり措置する必要がある。

##### a 給料表

行政職給料表(1)については、職員の給与と民間給与との較差を考慮して引下げ改定を行うことが必要である。

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を基本とし、引下げ改定を行うことが必要である。

##### b 扶養手当

配偶者に係る扶養手当については、民間事業所における支給状況を考慮し、引下げ改定を行うことが必要である。

#### (イ) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、民間事業所の特別給の支給割合（4.43月分）が、職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.45月分）とおおむね均衡していることから、期末・勤勉手当の支給月数の改定を行わないことが適当である。

#### (ウ) 改定の実施時期等

本年の給与改定が職員の給与を引き下げる内容であることから、この改定を実施するための条例の規定は、公民給与を均衡させるための所要の調整措置を講じた上、遡及することなく施行日からの適用とする。なお、減額改定に伴う日割計算などの事務の複雑化を避けるため、この改定は、公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から施行することとする。

### イ 新たな給与制度の構築

#### (ア) 基本的な考え方

昨年、人事院は、国の給与構造改革として、俸給表及び俸給制度の見直し、地域手当の新設、勤務実績の給与への反映等を内容とする報告及び勧告を行った。その背景としては、近年、民間企業において、限られた人件費を従業員の職務や成果に応じて適切に配分しようとする能力主義、成果主義等による賃金制度が浸透してきており、公務においても、厳しい財政事情の下、民間と同様に、給与の年功的上昇を抑制し、職務・職責や勤務実績を十分に反映し得る給与システムを構築することが不可欠となっていることなどが挙げられる。

また、本年3月には、総務省の「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」において、地方公務員の給与構造については国家公務員の給与構造における課題と同様の課題があり、国における見直しや取組を参考

として、速やかな見直しを実施すべきという内容の報告がまとめられている。

本市においては、適正な評価に基づく勤務実績の給与への反映や、職務内容に合った給与水準とするための給料表の見直しといった課題に対処するために、平成16年4月から新人事評価制度の試行に着手し、試行の状況や国の公務員制度改革の動向等を踏まえながら、新たな給与制度の構築に向けた取組を進めているところである。

今後は、昨年的人事院の勧告において明らかとなった国の給与構造改革の仕組みを基本とし、本市の実情も考慮しながら、新たな給与制度の構築を図っていく必要がある。

#### (イ) 改定すべき事項

##### a 行政職給料表(1)の見直し

###### (a) 給料表水準の引下げ

給料表については、昨年的人事院の勧告に基づき、本年4月から実施された国家公務員の行政職俸給表(一)の改定に準じて、本年の改定を行った後の給料表の水準を引き下げる必要がある。

また、年功重視から職務重視への給料表構造の転換という観点から、中高年齢層の職員の引下げ率を若年層の職員の引下げ率より大きくすることで、給与カーブのフラット化を進めていく必要がある。

###### (b) 級構成の見直し

係長・主査と主任、課長・主幹と副主幹のように職務・職責が異なる職が同一の級に位置付けられていたり、職務・職責に明確な差異が認められなくなっている職が別々の級に位置付けられている現行の級構成を見直し、職務・職責に応じた級構成にする必要がある。

(c) 号給構成の見直し

きめ細かい勤務実績の反映を行うために、現行の号給を4分割する必要がある。また、在職実態が極めて少ない初号付近の号給をカットするとともに、号給を増設する必要がある。

(d) 昇格時の号給決定の見直し

昇格時の号給決定は、昇格時の職務・職責の高まりを給与上評価するものであることから、どの号給からの昇格でも一定の昇格メリットを享受できるように、昇格時の号給決定方式を見直し、職務の級別に昇格対応号給表を定める必要がある。

b 行政職給料表(1)以外の給料表の見直し

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を基本とし、各給料表ごとに適用される各職種における運用実態を考慮して、級構成及び号給構成、水準などの見直しについて、所要の改定を行う必要がある。

c 地域手当の見直し

aの(a)で述べたとおり給料表の水準を引き下げることから、地域手当の支給割合については、国に準じて引き上げる必要がある。

d 勤務実績の給与への反映

(a) 勤務実績に基づく昇給制度の導入

特別昇給と普通昇給を統合するとともに、職員の勤務実績を昇給に適切に反映できるように、昇給区分を設けるものとする。

また、昇給時期を年1回、4月1日に統一し、昇給のための勤務成績判定期間を前年の4月1日から当年の3月31日までとする。

勤務実績を昇給に反映させるに当たっては、新たな人事評価制度を活用するものとする。

(b) わく外昇給制度の廃止

年功的な給与制度を見直し、各職務の級における職務・職責の違いを明確にするため、現行のわく外昇給制度を廃止するものとする。

(c) 55歳昇給停止措置に替わる55歳昇給抑制措置の導入

勤務実績に基づく昇給制度の導入に伴い、年齢により一律に昇給停止させる制度は廃止することとし、55歳以上の昇給についてはその昇給幅を通常の半分程度に抑制するものとする。

(d) 勤務実績の勤勉手当への反映

職員の勤務実績を勤勉手当に適切に反映できるように、成績区分を設けるものとする。

勤務実績を勤勉手当に反映させるに当たっては、新たな人事評価制度を活用するものとする。

e 実施時期等

a から c までについては平成19年4月1日から実施し、d については平成19年度以降、順次実施するものとする。

なお、本市の実情を考慮して、所要の経過措置を講ずるものとする。

(ウ) その他

本年の人事院の勧告においては、平成19年度に実施する給与構造改革の1つとして、我が国全体としての少子化対策が推進されていることに配慮し、扶養親族である子等のうち、3人目以降に係る支給月額を引き上げ、2人目までの子等の額と同額とするものとしている。本市においても、この趣旨を考慮して、扶養親族である子等のうち、3人目以降に係る支給月額の引上げについての検討を行う必要がある。



## ウ 高等学校教育職給料表における総括教諭の級の創設

本市教育委員会では、現在、かわさき教育プランに掲げる目標の実現に向け、各校の特色を生かしながら地域に根ざした学校づくりを進めており、また、学校を取り巻く課題に応えられる学校運営組織体制を整備するため、平成18年度に神奈川県とともに、市立小中学校等におけるその組織を再編統合したところである。

本市教育委員会は、今日の複雑・多様化する教育課題に対し迅速かつ的確な対応を可能とする体制を検討した結果、市立高等学校においても、平成19年度から、現在の体制を基本としながら、複雑・細分化された校務分掌をグループに再編統合し、グループにおけるグループリーダーとして、新たな職である総括教諭を配置することとし、より組織的・機動的な体制の整備を図ることとした。

総括教諭は、新たな学校運営組織体制の中心的役割として、校長・教頭の学校運営を補佐し、校務分掌のグループを統括するとともに、教職員への指導・助言等を通じた人材育成を担うなど、その職務の複雑、困難及び責任の度が教諭とは異なると認められる。総括教諭については、職務・職責に応じた給与とするため、平成19年度から、高等学校教育職給料表の2級と3級の間新たな級を創設する必要がある。

## (2) 職員の勤務条件等に関する諸課題

本委員会としては、職員の勤務条件等に関する諸課題については、次のとおり対応する必要があると考える。

### ア 能力・実績に基づく人事管理

#### (ア) 新たな人事評価制度の導入

本市の新たな人事評価制度は、平成16年度から2年間実施した試行期

間を経て、本年4月から正式に実施されたところである。

この新たな人事評価制度は、能力・実績を重視した人事給与制度を実現するための基盤となるものであり、職員のやる気と働きがいを引き出し、人材育成と組織の活性化につながるよう、着実に実効性を高めていくことを期待する。

#### (イ) 新たな人事評価制度の運用上の対応

試行期間中は、アンケート調査等により職員の意見を集約し制度運用の検討材料としたり、評価者の制度理解とスキルアップのための評価者研修を実施するなど、客観性、公平性、透明性のある、職員に納得される人事評価となるよう検証を重ねてきたところである。

新たな人事評価制度が有効に機能していくためには、職員の理解と納得が得られる制度であることが重要である。今後とも、制度の運用上の課題に的確に対応するため、制度の内容を継続的に見直し、改善に努めていくことが望まれる。

### イ 人材の確保・育成

#### (ア) 多様で有為な人材の確保

複雑・高度化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、多様で有為な人材の確保が不可欠となっている。

本委員会では、民間企業等の職務経験者を対象とした採用試験を実施する等、優れたコスト意識や高いサービス意識等を有した人材の確保を図ってきた。さらに、平成18年度からは、人物重視の観点から、面接試験の複数化を導入したところである。

今後とも、広い視野や柔軟な発想力を持った優秀な人材の確保を目指し、試験制度等の改善や見直しについて、適時・適切に検討を進めてい

く。

(イ) 係長昇任選考制度の見直し

係長昇任選考は、現在、一般事務職、土木職、電気職、機械職及び建築職の5職種について実施している。

今後、係長昇任選考の対象職種の拡大とともに、受験資格年齢の引下げについて、任命権者とも協議しながら、係長昇任選考の在り方を再検討していく。

(ウ) 局別人材育成計画の活用

本市では、平成16年4月に策定された「川崎市人材育成基本計画」の取組の1つとして、平成18年度からの3年間を計画期間とする「局別人材育成計画」を、本年3月に策定した。これは、施策や事務事業の着実な推進に向けて、各局・区が求める人材、能力、そのための人材育成、能力開発の具体的取組などについて明らかにしたものである。

今後は、この計画を十分活用し、職員の自発的な学習意欲につながるきっかけを提供するとともに、職員を育成しようとする職場の雰囲気醸成をはじめとしてその学習意欲に応える環境整備に努めることが重要である。

ウ 女性職員の登用の拡大

本市における行政への女性参画推進については、平成16年5月に策定された川崎市男女平等推進行動計画「かわさき かがやきプラン」の中で、管理職に占める女性の割合を平成20年度までに12%となることを目指すという数値目標が示されているところである。

今後、女性職員の登用拡大を推進していくためには、意欲と能力がある女性職員を積極的に育成していくことに加え、職員が安心して仕事に取り組める環境を整備していくことが求められる。後述する職業生活と家庭生活

活の両立を支援する施策を推進していくほか、性別にとらわれない職場配置の実施を行うなど、職員が持つ能力を十分に発揮することができる環境を整えることが重要である。

女性職員の登用を拡大することにより、新たな発想を本市の行政運営に積極的に組み込み、バランスのとれた質の高い行政運営が進められていくことを期待する。

## エ 時間外勤務の縮減

時間外勤務を縮減するためには、管理職員は、事前に明示的に時間外勤務の命令を行うことを徹底し、職員が実際に時間外勤務をした時間を日々遅滞なく把握するとともに、経営的なコスト意識を持ち、業務の効率的な管理や適切な人員配置に努める必要がある。

また、職員一人ひとりにおいても、計画的かつ効率的な業務遂行に努め、時間外勤務の縮減を図ることが必要である。

## オ 職業生活と家庭生活の両立支援

### (ア) 育児短時間勤務についての人事院の意見の申出

人事院は、本年の勧告と同時に、常勤職員のまま1週間当たりの勤務時間を短くすることができる育児のための短時間勤務の制度の導入等について、国会及び内閣に意見の申出を行った。この制度は、少子化対策が求められる中、育児を行う職員が職務を完全に離れることなく育児の責任も果たせるよう職員の職業生活と家庭生活の両立を支援しようとするものである。

### (イ) 勤務時間の弾力化

本市においても、職員の職業生活と家庭生活の両立支援の観点から、勤務時間の弾力化に向けた検討を引き続き進める必要がある。具体的に

は、昨年3月に策定された「川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」に基づき、フレックスタイム制など柔軟な勤務制度について、国等の動向を見ながら導入に向けて検討していく必要がある。

#### (ウ) 育児休業の取得促進

職員が安心して子育てに臨むことができるように、育児休業を取得しやすい環境や育児休業中の職員が円滑に職場復帰できるような支援制度を整備していくことは、本市の行政運営や人事管理の面からも一層重要性が高まっていると考えられる。特に、男性職員の育児休業の取得率向上については、積極的に取り組むことが望まれる。

### カ メンタルヘルス対策

#### (ア) 復職支援研修（リワーク研修）の活用

メンタルヘルス対策を進める上では、予防や早期発見・早期対応への取組を充実させるとともに、長期療養者の円滑な職場復帰を支援することが重要である。

本市においては、昨年6月に策定された「川崎市職員メンタルヘルス対策実行計画」に基づき、職場復帰のための研修センターの設置や研修の実施について検討が行われ、本年7月から試行的にリワーク研修センター及び職場における復職支援研修を実施している。

今後は、試行期間中に得られた結果の十分な検証に基づき、制度運用上の課題を改善していくことが求められる。

#### (イ) 外部機関の活用

専門的な知識や情報を有する外部機関の支援を活用することは、メンタルヘルスケアを行う上で有効であり、職員が相談内容等を職場に知られたくない場合などにも効果的であると考えられる。

外部機関の活用に当たっては、過度に依存することで任命権者がメン

タルヘルスケアの推進について主体性を失うことがないように留意すべきであるが、専門的な知識や情報が必要な場合には適切な外部機関から情報提供や助言を受けるなど円滑な連携を図っていくことが必要である。

#### キ 公務員倫理の確保

公務員倫理の確保は、市民から信頼される行政運営を推進する上での基礎となるものであり、任命権者においては、厳正な服務規律の確保と職員の倫理意識の高揚に、一層努めていく必要がある。

職員にあっては、全体の奉仕者としての自覚と責任の下、公正な職務の遂行に努め、市民の信頼に応えられるよう、職務に精励することを要望する。

## 8 給与勧告実施の要請

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するため、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して決定する方式として定着している。

本年の勧告は、公民較差を解消するための給料及び扶養手当の引下げを行い、期末・勤勉手当の改定を見送るとともに、平成19年度以降の新たな給与制度の構築に向けた取組として給料表の改定や地域手当の支給割合の引上げを行うことを内容とするものとなった。

職員の給与を人事委員会の勧告により決定する仕組みは、市民からの支持を得られる給与水準を保障するとともに、公務における労使関係の安定及び人材の確保等による公務の公正かつ能率的な運営に寄与するものであると考える。

市議会及び市長におかれては、給与勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実施されるよう要請する。

# 勸 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 に述べた報告に基づき、次の措置をとられるよう勧告する。

## 1 本年の給与改定について

### (1) 給料表

行政職給料表 (1) については、本市における民間給与との均衡及び報告に述べた趣旨を考慮して、引下げ改定を行うこと。

行政職給料表 (1) 以外の給料表については、行政職給料表 (1) との均衡を基本とし、引下げ改定を行うこと。

### (2) 扶養手当

配偶者に係る扶養手当については、民間事業所における支給状況を考慮して、引下げ改定を行うこと。

### (3) 実施時期等

この改定は、給与改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

なお、本年12月の期末手当の額において、本年 4 月からこの改定の実施日の前日までの期間に係る公民較差を解消させるため、所要の調整措置を講ずること。

## 2 新たな給与制度の構築について

### (1) 給料表

給料表については、報告で述べた趣旨を考慮するとともに、国及び他都市の動向を勘案して、改定を行うこと。

(2) 地域手当

地域手当については、報告で述べた趣旨を考慮するとともに、国及び他都市の動向を勘案して、支給割合の引上げ改定を行うこと。

(3) 実施時期等

この改定は、平成19年4月1日から実施すること。

なお、本市の実情を考慮して、所要の経過措置を講ずること。



# 参 考 资 料

# 目 次

## 第1部 職員の給与等の実態

第1表	給料表別平均給与月額	1
第2表	給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数	2
第3表	給料表別、学歴別及び性別人員分布	3
第4表	給料表別、年齢別人員分布	4
第5表	給料表別、勤続年数別人員分布	6
第6表	給料表別、級別及び号給別人員分布	8
第7表	扶養手当の支給状況	21
第8表	住居手当の支給状況	23
第9表	管理職手当の支給状況	24

## 第2部 民間給与等の実態

	平成18年職種別民間給与実態調査の概要	25
第10表	産業別、企業規模別調査事業所数	26
第11表	職種別、学歴別及び企業規模別初任給	27
第12表	職種別、企業規模別及び学歴別給与額等	28
第13表	民間における初任給の改定状況	38
第14表	民間における家族手当の支給状況	38
第15表	民間における住宅手当の支給状況	39
第16表	民間における特別給の支給状況	39
第17表	民間における給与改定の状況	39
第18表	民間における定期昇給の実施状況	40
第19表	民間における年俸制の導入状況	40
第20表	民間における昇給制度の状況	40
第21表	民間における冬季賞与の配分状況	41
第22表	民間における雇用調整の実施状況	41
第23表	民間における所定労働時間の状況	42

## 第3部 労働経済指標

第24表	費目別、世帯人員別標準生計費	43
第25表	労働経済指標	44

## 第1部 職員の給与等の実態

## 第1表 給料表別平均給与月額

(単位:円)

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	その他			合計
				住居手当	管理職手当	初任給調整手当	
行政職給料表(1)	360,920	8,826	37,964	7,167	9,892	-	424,769
					8,902		423,779
行政職給料表(2)	340,995	13,112	35,411	7,257	-	-	396,775
医療職給料表(1)	482,057	10,450	56,851	8,086	76,003	167,682	801,129
					68,402		793,528
医療職給料表(2)	355,604	4,108	36,428	6,517	4,567	-	407,224
					4,111		406,768
大学教育職給料表	410,007	4,087	42,011	6,487	6,013	1,873	470,478
					5,411		469,876
高等学校教育職給料表	441,046	13,187	45,741	7,614	3,178	-	510,766
					2,860		510,448
幼稚園教育職給料表	455,216	3,548	46,383	7,539	5,077	-	517,763
					4,569		517,255
消防職給料表	359,912	15,520	37,921	7,417	3,773	-	424,543
					3,396		424,166
全給料表 (企業職を除く。)	359,793	10,406	37,694	7,198	6,730	415	422,236
					6,064		421,570

(注) 1 数値については、平成18年4月1日現在のものである(以下、第9表までについて同じ。)

2 行政職給料表(2)の給料には「調整額」を、高等学校教育職給料表、幼稚園教育職給料表の給料には「教職調整額」を含む。

3 各項の上段は特例条例による減額前の金額、下段は減額後の金額である(下表について同じ。)

(参考)

企業職給料表 (水道・交通・病院)	341,998	11,521	35,715	7,181	3,635	9,144	409,194
					3,041		408,600
全給料表 (企業職を含む。)	356,442	10,616	37,321	7,195	6,147	2,059	419,780
					5,495		419,128

(注) 企業職給料表(水道・交通・病院)は、企業職給料表及び病院企業職給料表(1)~(4)の合算である(以下、第9表までについて同じ。)

第2表 給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数

区分 給料表	適用人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
行政職給料表(1)	6,625	42.3	19.7
行政職給料表(2)	2,367	44.0	15.4
医療職給料表(1)	28	46.2	8.5
医療職給料表(2)	600	43.3	17.9
大学教育職給料表	30	42.7	4.7
高等学校教育職給料表	397	45.9	13.7
幼稚園教育職給料表	23	50.9	27.7
消防職給料表	1,386	42.5	20.8
合 計	11,456	42.9	18.6

(参 考)

企業職給料表 (水道・交通・病院)	2,658	41.4	15.8
企業職を含めた総合計	14,114	42.6	18.1

### 第3表 給料表別、学歴別及び性別人員分布

(単位:人)

区分 給料表	計	学歴別職員数				性別職員数	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行政職給料表(1)	6,625	4,046	1,446	1,125	8	4,221	2,404
行政職給料表(2)	2,367	240	227	1,524	376	1,732	635
医療職給料表(1)	28	28	0	0	0	16	12
医療職給料表(2)	600	403	164	31	2	123	477
大学教育職給料表	30	26	4	0	0	6	24
高等学校教育職給料表	397	367	15	14	1	305	92
幼稚園教育職給料表	23	2	21	0	0	0	23
消防職給料表	1,386	644	121	614	7	1,352	34
合 計	11,456	5,756	1,998	3,308	394	7,755	3,701

構 成 比	100.0%	50.2%	17.4%	28.9%	3.4%	67.7%	32.3%
-------	--------	-------	-------	-------	------	-------	-------

(注) 構成比については、四捨五入の関係で合計100%にならない場合がある(以下の表についても同じ。)

(参 考)

企業職給料表 (水道・交通・病院)	2,658	791	816	848	203	1,745	913
企業職を含めた総合計	14,114	6,547	2,814	4,156	597	9,500	4,614

構 成 比	100.0%	46.4%	19.9%	29.4%	4.2%	67.3%	32.7%
-------	--------	-------	-------	-------	------	-------	-------

### 第4表 給料表別、年齢別人員分布

年齢	給料表 行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	大学教育職 給料表
歳	人	人	人	人	人
18	3				
19	1				
20	9				
21	22				
22	43			3	
23	62			6	
24	92	2		12	
25	117	2		10	
26	140	9		10	
27	157	17		19	
28	187	24	1	17	
29	166	27		13	
30	202	41		14	
31	209	59	1	18	
32	206	54		18	3
33	222	68		17	1
34	194	71	1	21	1
35	175	59		8	4
36	161	83	1	9	2
37	217	103	1	14	
38	148	113	2	11	2
39	137	97		16	
40	146	92		20	2
41	166	107		16	
42	123	105	4	11	
43	127	100		14	1
44	126	96	3	17	1
45	161	71	1	11	1
46	157	77		6	2
47	164	66		10	2
48	178	72		14	1
49	195	55	1	12	
50	196	53		19	1
51	180	60	2	11	1
52	192	46	1	20	
53	169	53	4	18	
54	200	65		27	1
55	230	60	1	20	2
56	284	91		32	
57	299	83	1	25	
58	280	112		36	
59	182	74	1	25	
60以上			2		2
計	人 6,625	人 2,367	人 28	人 600	人 30

高等学校教育職 給料表	幼稚園教育職 給料表	消防職 給料表	計
		2	5
		6	7
		10	19
		17	39
		22	68
		20	88
1		42	149
1		50	180
		35	194
6		27	226
6		38	273
8		36	250
2		43	302
1		31	319
5		32	318
3		23	334
9		37	334
6		17	269
2		21	279
8		21	364
8		17	301
9		19	278
14		24	298
9		17	315
19		20	282
20	2	20	284
25		25	293
17		35	297
21	1	19	283
15	3	17	277
19		28	312
23	3	48	337
15	2	39	325
17	4	32	307
21		54	334
14	2	59	319
16	1	58	368
11	1	83	408
13		85	505
10	1	69	488
13	2	58	501
10	1	30	323
			4
人 397	人 23	人 1,386	人 11,456

(参考)

企業職給料表 (水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
	人
1	6
	7
2	21
24	63
23	91
38	126
24	173
31	211
33	227
33	259
62	335
59	309
78	380
77	396
99	417
93	427
100	434
99	368
109	388
83	447
81	382
79	357
96	394
84	399
78	360
74	358
66	359
69	366
69	352
70	347
77	389
71	408
49	374
52	359
65	399
68	387
69	437
63	471
63	568
84	572
92	593
63	386
8	12
人 2,658	人 14,114



第5表 給料表別、勤続年数別人員分布

勤続年数	給料表	行政職	行政職	医療職	医療職	大学教育職
	年	給料表(1)	給料表(2)	給料表(1)	給料表(2)	給料表
0	人	148	人	4	人	6
1		161		3	21	9
2		146		2	26	2
3		147	23	2	28	1
4		163	57	1	25	1
5		184	119	1	15	2
6		229	90	1	9	
7		155	109		19	
8		150	117	1	6	1
9		138	117		11	1
10		197	161	1	19	
11		186	161	3	17	5
12		237	131	1	16	1
13		191	109	1	19	
14		165	151	1	18	
15		190	55	2	16	
16		142	98		13	
17		127	98		12	
18		133	97	1	14	
19		112	62		9	
20		110	57		13	
21		93	34		8	
22		110	40	1	10	
23		138	33	1	13	
24		108	34		16	
25		173	48		8	
26		192	63		11	
27		155	49	1	17	
28		169	45		10	
29		159	32		24	
30		156	19		15	1
31		197	28		16	
32		346	28		25	
33		254	18		19	
34		411	21		24	
35		199	16		26	
36		90	7		15	
37		78	13		8	
38		51	4		7	
39		52	6		2	
40		50	4			
41		30	8			
42		1	2			
43		1	2			
44		1	1			
45						
計	人	6,625	人	28	人	600
						人
						30

高等学校教育職 給料表	幼稚園教育職 給料表	消 防 職 給料表	計
人	人	人	人
14	1	40	234
20		39	258
22		47	247
12		42	252
10		53	300
24		42	381
16		39	394
12		23	306
11		26	317
11		28	313
7		23	406
13		28	412
13		18	420
16	1	25	361
17		26	376
14		19	293
13		21	286
15		29	283
11		23	274
18		16	221
22		12	209
12		20	169
9		19	192
7	2	25	222
7		17	174
1	1	23	257
6	2	36	316
3	2	41	261
2	1	44	285
11	2	33	252
	2	31	225
9	2	121	382
8	1	54	456
3	1	53	353
	2	68	528
	2	43	275
3		29	137
2	1	43	144
3		30	88
		22	82
		11	65
		4	42
			3
			3
			2
人 397	人 23	人 1,386	人 11,456

(参考)

企業職給料表 (水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
142	376
74	332
73	320
98	350
98	398
72	453
92	486
90	396
94	411
82	395
84	490
89	501
103	523
103	464
87	463
92	385
97	383
73	356
76	350
61	282
46	255
44	213
54	246
34	256
24	198
43	300
51	367
43	304
43	328
49	301
41	266
67	449
62	518
47	400
76	604
48	323
35	172
10	154
9	97
12	94
15	80
12	54
9	12
3	6
1	3
人 2,658	人 14,114

## 第6表 給料表別、級別及び号給別人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1							1	1
2		10						
3		13						
4		10			1			
5	3	44						
6	3	94						
7	8	120	1				1	
8	12	143	4					1
9	1	161	5				1	4
10	52	133	7		13			10
11	19	201	17		35		3	11
12	25	143	37		67		37	3
13	16	194	145		73		39	
14	6	202	145		115		26	
15		205	186		89	10	8	
16	2	142	111	9	82	36	19	
17		163	91	49	112	11	8	
18		146	85	69	103	7	3	
19		121	99	78	60	3	1	
20		173	113	85	86			
21		16	147	120	68			
22		4	74	75	59			
23		6	90	89				
24		5	68	111				
25		4	68	85				
26		4	46	62				
27			76	21				
28		1	88					
29			69					
30		3	48					
31			52					
32			27					
33			21					
34			20					
35			6					
わく外			(453,900)3 (456,900)2 (462,900)1		(499,200)4 (509,400)1			
合計	147	2,461	1,952	853	968	67	147	30
平均給料月額	178,937円	257,951円	396,027円	438,503円	472,597円	502,227円	514,165円	539,313円
平均年齢	23.5歳	31.3歳	45.5歳	52.6歳	54.3歳	57.6歳	56.6歳	57.1歳

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す(第6表の各表について同じ。)

行政職給料表(2) ( 機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務  
並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用 ) (単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	2	7		
10		34	6	
11	2	53	9	
12	9	43	32	
13	26	53	44	17
14	22	61	49	41
15	6	60	60	71
16		39	88	60
17		15	118	70
18		6	104	43
19			127	56
20			114	41
21			104	34
22			59	34
23			51	46
24			29	61
25			13	59
26			4	40
27				62
28				41
29				29
30				48
31				31
32				16
33				10
34				7
35				1
合 計	67	371	1,011	918
平均給料月額	(205,872) 201,045円	(256,989) 249,873円	(313,696) 304,719円	(414,873) 405,786円
平均年齢	28.0歳	35.6歳	40.4歳	52.4歳

(注) 平均給料月額( )内の金額は、「調整額」を含んだ数値である。

医療職給料表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4		1		1	
5		1			
6	1		1	2	
7				1	
8		1			
9			1	1	2
10		1	2		1
11		1	1		2
12			1		
13				2	1
14				1	
15			1	1	
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
合計	1	5	7	9	6
平均給料月額	291,100円	373,640円	467,486円	511,467円	577,117円
平均年齢	28.0歳	35.2歳	43.3歳	49.9歳	56.2歳

医療職給料表(2)

( 保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用 ) (単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4		2					
5		1					
6			12				
7			18				
8			18				
9			14				
10	2		17				
11	1		16	4			
12	5		8	8			3
13	1		13	6			1
14	4		10	23			1
15	1		17	11		1	
16	2		16	23			2
17	3		15	13	1	8	1
18			10	5	2	9	
19			10	14	7	7	1
20			3	11	10	4	
21				13	12	8	
22				7	9	3	
23		1		7	11	2	
24				7	16	1	
25		1		14	11		
26				10	12		
27		1		10	5		
28		1		8			
29				10			
30				7			
31				9			
32				4			
33				4			
34				1			
35							
合計	19	204	229	96	43	4	5
平均給料月額	205,142円	250,362円	398,224円	442,417円	468,888円	504,775円	508,800円
平均年齢	26.2歳	31.7歳	47.2歳	54.6歳	56.6歳	58.0歳	58.4歳

大学教育職給料表〔看護短期大学の学長、教授、助教授、講師及び助手である職員に適用〕 (単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3		1		
4				
5				
6				
7				
8	1			
9		1		
10				1
11		1		
12				2
13	3	2	1	1
14	2	1	1	
15			2	1
16	2			
17	1		2	
18				
19	1		1	
20				
21				
22				
23				
24				1
25				1
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
合計	10	6	7	7
平均給料月額	324,980円	368,150円	450,143円	527,214円
平均年齢	34.3歳	38.8歳	46.9歳	54.0歳

高等学校教育職給料表 [ 高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、  
助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用 ]

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5			1	
6				
7			1	
8			4	
9			6	
10			4	
11	1		6	
12			2	1
13	3		2	1
14			4	3
15			6	1
16			5	3
17			12	
18			6	3
19			11	2
20			9	1
21			14	1
22			13	
23			27	
24			17	
25			18	
26			20	
27			24	
28			22	
29			19	
30			13	
31			18	
32			18	
33			14	
34			8	
35			7	
36			4	
37			16	
38			12	
39			10	
40			4	
41				
42				
合 計	4	377	11	5
平均給料月額	(235,222) 226,175円	(439,819) 422,903円	(511,182) 491,782円	(543,900) 524,500円
平均年齢	27.0歳	45.7歳	54.5歳	57.8歳

(注) 平均給料月額( )内の金額は、「教職調整額」を含んだ数値である。



幼稚園教育職給料表 [ 幼稚園の園長、教諭、養護教諭、講師、助教諭及び  
養護助教諭に適用 ] (単位:人)

号給 \ 級	1	2	3
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			1
27		1	1
28			
29		1	
30		1	
31		1	
32		2	
33		2	
34			
35		3	
36			
37		2	
38		1	
39		1	
40			
41		3	
42		1	
わく外		(458,200)2	
合計	-	21	2
平均給料月額	-	(452,232) 434,838円	(486,550) 468,850円
平均年齢	-	50.2歳	58.5歳

(注) 平均給料月額( )内の金額は「教職調整額」を含んだ数値である。

消防職給料表（消防長及び消防吏員である職員に適用）

（単位：人）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	3							
2	5	10						
3	17	17						
4	13	16						
5	11	18						
6	22	18						
7	24	29						
8	37	28						
9	35	23	1					
10	27	24	4					
11	12	24	7		1			1
12	7	18	8		1			
13	3	19	3		7		2	
14	1	10	9		13		1	
15	2	10	8		12		2	
16	2	13	12		13	5		
17	3	5	17	1	10	1	3	
18	2	9	26	1	3	4	3	
19	1	6	18	7	14			
20	1	5	19	4	4		1	
21	1	8	21	3	2	1		
22		5	15	1	7			
23			27	7				
24		1	37	4				
25			26	5				
26			68	1				
27			59	3				
28			67					
29			64					
30			68					
31			67					
32			29					
33			9					
34			2					
35			1					
わく外						(522,900)1		
合計	229	316	692	37	87	12	12	1
平均給料月額	209,476円	285,547円	419,108円	440,065円	475,139円	507,208円	529,425円	553,600円
平均年齢	24.8歳	32.1歳	50.6歳	52.2歳	54.1歳	57.0歳	56.3歳	59.0歳

(参考)

企業職給料表 (水道局及び交通局企業職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1B	1A	2	3	4	5	6	7	8
1									
2									
3									
4				6					
5	1	3	5						
6		3	3						
7			10						
8		2	9	1					
9	1		13	2					
10		12	19			1			
11		17	23	3		3		2	1
12	1	24	20	4		5		4	
13	4	24	40	19		14		3	
14	4	23	39	31		15		4	
15	1	15	42	64	1	8		2	
16		5	54	51		11	2	2	
17			55	36	4	7			
18			56	31	2	8			
19			50	23	2	6			
20			43	22	2	1			
21			27	20	7	1			
22			32	26	11	3			
23			28	16	7				
24			19	23	11				
25			2	16	10				
26			2	23	16				
27				24	1				
28				42					
29				29					
30				50					
31				29					
32				16					
33				16					
34				13					
35				3					
合計	12	128	597	633	74	83	2	17	1
平均給料月額	195,433円	241,076円	287,585円	404,508円	442,631円	467,565円	501,100円	513,259円	553,600円
平均年齢	27.3歳	33.5歳	36.2歳	49.2歳	55.1歳	53.8歳	53.5歳	56.7歳	58.0歳

(参考)

病院企業職給料表(1) (病院局企業職員のうち他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用) (単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6		2						
7								
8		3						
9	1		1					
10	1	3	1					
11		5	1		1			1
12		1	1		6		1	
13	1	3	1		4			
14			2		2		2	
15	1	1	9				1	
16		1	3		1			
17		4	2		1			
18		2		2	1			
19								
20		2	3					
21			2	2	1			
22			3		1			
23				2				
24				1				
25								
26				1				
27								
28			1					
29			1					
30			1					
31								
32								
33								
34								
35								
合計	4	27	32	8	18	0	4	1
平均給料月額	189,275円	254,959円	378,578円	438,475円	458,428円	-	517,100円	553,600円
平均年齢	24.8歳	31.1歳	43.0歳	52.1歳	50.5歳	-	55.3歳	54.0歳

(参考)

病院企業職給料表(2)〔 病院局企業職員のうち自動車運転手、調理師、電話交換手、  
調理員、用務員等の労務又は庁務に従事する職員に適用 〕 (単位:人)

号給	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15				1	1
16					
17					
18					1
19					1
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					1
27					
28					
29					
30					1
31					1
32					
33					
34					
35					
合計		0	0	1	6
平均給料月額		-	-	276,100円	409,633円
平均年齢		-	-	34.0歳	57.0歳

(参考)

病院企業職給料表(3) (病院局企業職員のうち医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5
1		1			
2			1		
3		6		1	
4		9	1		
5		6	6	1	
6	6	7	7	2	
7	4	5	1	1	
8		3	3	6	2
9		1	6	3	3
10			3	3	4
11			3	7	1
12				3	3
13			1	2	3
14			1	1	1
15				2	1
16					3
17					
18					
19				1	
20					
21					
22					
23					
合計	10	38	33	33	21
平均給料月額	296,060円	342,816円	436,739円	517,361円	585,381円
平均年齢	29.7歳	33.6歳	40.4歳	48.0歳	56.3歳

(参考)

病院企業職給料表(4) [ 病院局企業職員のうち薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用 ]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4		2					
5		25					
6		17					
7	1	24					
8		25					
9		15					
10	7	36					
11	47	28	2				
12	13	27	4				1
13	6	29	17				1
14	10	40	13				
15	9	35	17				
16	3	34	17		1		1
17	6	29	11	2	5	1	
18	1	25	20	8	3		
19		18	22	8	3		
20		17	16	4			
21		6	10	5	4		
22			16	4	6		
23		1	11	4	2		
24			10	7	1		
25			14	4			
26			9	4	2		
27			12				
28			10				
29			8				
30			6				
31			6				
32			3				
33							
34			2				
35							
わく外					(499,200)2		
合計	103	433	256	50	29	1	3
平均給料月額	194,051円	253,896円	398,488円	436,908円	474,886円	504,800円	515,333円
平均年齢	25.7歳	32.1歳	46.7歳	52.9歳	56.2歳	57.0歳	58.0歳

## 第7表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均扶養親族数 (単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数	全職員 平均扶養親族数	手当受給職員 平均扶養親族数
行政職給料表(1)	2,880	0.8	1.9
行政職給料表(2)	1,375	1.2	2.1
医療職給料表(1)	14	1.0	1.9
医療職給料表(2)	151	0.4	1.5
大学教育職給料表	8	0.4	1.5
高等学校教育職給料表	238	1.3	2.1
幼稚園教育職給料表	5	0.3	1.4
消防職給料表	927	1.4	2.0
合 計	5,598	1.0	2.0

(参 考)

企業職給料表 (水道・交通・病院)	1,369	1.3	2.0
企業職を含めた総合計	6,967	1.0	2.0



その2 扶養親族数別手当受給職員数及び親族数

(単位:人)

区分 扶養親族数	手当受給職員		配偶者	扶養手当の対象となる扶養親族数				合計
	職員数	構成比		1人目 の扶養 親族	うち 配偶者が ない職員 の1人目	2人目 の扶養 親族	その他 の扶養 親族	
1人	2,313	41.3%	1,305	1,008	225	-	-	2,313
2人	1,666	29.8%	972	1,666	99	694	-	3,332
3人	1,243	22.2%	1,078	1,243	17	1,243	165	3,729
4人	322	5.8%	304	322	1	322	340	1,288
5人	53	0.9%	52	53	0	53	107	265
6人	1	0.0%	1	1	0	1	3	6
合計	5,598	100.0%	3,712	4,293	342	2,313	615	10,933

(注) 企業職給料表及び病院企業職給料表(1)～(4)の適用職員を除いた数値である。

その3 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	21,296	21,507
全職員平均額	10,406	10,616

## 第8表 住居手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数

(単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数		
	職員数	借家・借間居住者	自宅等居住者
行政職給料表(1)	5,973	1,024	4,949
行政職給料表(2)	2,191	301	1,890
医療職給料表(1)	28	6	22
医療職給料表(2)	499	68	431
大学教育職給料表	25	3	22
高等学校教育職給料表	386	52	334
幼稚園教育職給料表	23	1	22
消防職給料表	1,313	176	1,137
合 計	10,438	1,631	8,807

(参考)

企業職給料表 (水道・交通・病院)	2,417	375	2,042
企業職を含めた総合計	12,855	2,006	10,849

その2 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	7,900	7,900
全職員平均額	7,198	7,195

## 第9表 管理職手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均額

(単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数	手当受給職員平均額 (円)	全職員平均額 (円)
行政職給料表(1)	720	91,017	9,892
		81,915	8,902
行政職給料表(2)	0	0	0
医療職給料表(1)	22	96,731	76,003
		87,058	68,402
医療職給料表(2)	31	88,398	4,567
		79,558	4,111
大学教育職給料表	2	90,188	6,013
		81,169	5,411
高等学校教育職給料表	16	78,846	3,178
		70,961	2,860
幼稚園教育職給料表	2	58,586	5,077
		52,547	4,569
消防職給料表	58	90,174	3,773
		81,156	3,396
合 計	851	90,598	6,730
		81,634	6,064

(注) 各項の上段は特例条例による減額前の金額、下段は減額後の金額である(下表について同じ。)

(参考)

企業職給料表 (水道・交通・病院)	104	92,915	3,635
		77,729	3,041
企業職を含めた総合計	955	90,850	6,147
		81,208	5,495

その2 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区分 項目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	90,598	90,850
	81,634	81,208
全職員平均額	6,730	6,147
	6,064	5,495

## 第2部 民間給与等の実態

# 平成18年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

## 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成18年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

## 2 調査機関

本委員会、人事院及び神奈川県人事委員会等

## 3 調査の範囲

### (1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本市内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」及び「サービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）」に分類された455事業所

### (2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係職種18職種）

## 4 調査対象の抽出

### (1) 標本事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により9層に層化し、これらの層から112事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第10表のとおりである。

### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

### (3) 調査実人員

初任給関係582人（事務・技術関係職種543人）、初任給関係以外の調査職種8,089人（事務・技術関係職種の調査実人員6,702人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、62,909人であり、事務・技術関係職種は50,838人である。）

## 5 集計

(1) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(2) 集計については、総務局情報管理部システム管理課の協力を得た。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	90	46	33	11
建設業	7	3	2	2
製造業	34	20	13	1
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1	0	1	0
情報通信業	27	13	8	6
運輸業	6	2	3	1
卸売・小売業	4	1	2	1
金融・保険業	1	1	0	0
不動産業	0	0	0	0
医療、福祉	3	1	2	0
教育、学習支援業	6	4	2	0
サービス業	1	1	0	0

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が22事業所あった。  
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(第11表について、同じ。)

第11表 職種別、学歴別及び企業規模別初任給

職種	項目	学歴	規模計	企業規模		
				500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
事務 ・ 技術 関係	新卒事務員	大学卒	200,957	205,461	196,300	198,438
		短大卒	174,613	174,808	171,257	181,093
		高校卒	161,697	161,618	159,125	171,750
	新卒技術者	大学卒	200,148	203,187	198,649	196,346
		短大卒	177,288	175,070	174,428	182,947
		高校卒	161,777	162,312	157,591	171,750
	新卒事務員 ・技術者 計	大学卒	200,573	204,416	197,330	197,218
		短大卒	175,918	174,921	172,708	182,273
		高校卒	161,733	161,924	158,432	171,750
その他	新卒研究員	大学卒	202,000	202,000	-	
	新卒研究補助員	短大卒	164,500	164,500	-	
		高校卒	155,000	155,000	-	
	新卒高等学校教諭	大学卒	227,300	227,300	-	
	準新卒医師	大学卒	467,700	467,700	-	
	準新卒薬剤師	大学卒	209,316	230,400	198,774	
	準新卒診療 放射線技師	大学卒	207,864	217,728	198,000	
		短大卒	196,000	-	196,000	
	新卒栄養士	大学卒	185,900	197,800	174,000	
		短大卒	164,511	-	164,511	
準新卒看護師	養成所卒	212,591	230,364	206,667		
準新卒准看護師	養成所卒	178,250	196,000	172,333		

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、地域手当のように当該事業所に一律に支給される給与を含むものである。  
 2 「準新卒」とは、平成17年度中に資格免許を取得し、平成18年4月までの間に採用された場合をいう。なお、医師については、平成15年3月大学卒業後、平成15年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成18年4月までの間に採用された者に限っている。

(参考)

市職員の初任給	大学卒	191,510 円
	短大卒	167,750 円
	高校卒	156,090 円

(注) 市職員の初任給は、給料と地域手当の合計額である。

第12表 職種別、企業規模別及び学歴別給与額等

その1 公民給与比較の職種  
1 規模計

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成18年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	4	50.6	636,282	—	636,282	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 兼任者を除く。)	本表2規模500 人以上及び本 表3規模100人 以上500人未満 及び本表4規模 100人未満の対 応級欄参照
	大 学 卒	4	50.6	636,282	—	636,282		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	3	47.6	720,805	—	720,805	構成員50人以上の 工場長の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	2	53.5	937,502	—	937,502		
	短 大 卒	1	39.0	408,140	—	408,140		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	248	53.4	736,346	1,164	735,182	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	188	53.6	741,327	1,152	740,175		
短 大 卒	6	52.5	692,195	—	692,195			
高 校 卒	52	52.9	727,818	1,301	726,517			
中 学 卒	2	56.5	590,415	—	590,415			
技 術 部 長	287	50.8	691,487	10	691,477	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上	
大 学 卒	193	50.2	680,394	16	680,378			
短 大 卒	28	51.2	675,981	—	675,981			
高 校 卒	66	52.2	721,922	—	721,922			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	45	53.1	651,426	5,678	645,748	上記部長に事故等 あるときの職務代行 者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上	
大 学 卒	36	52.3	670,831	7,117	663,714			
短 大 卒	1	57.0	526,300	—	526,300			
高 校 卒	6	55.7	583,101	225	582,876			
中 学 卒	2	57.0	583,880	—	583,880			
技 術 部 次 長	13	49.0	611,846	—	611,846	同上	同上	
大 学 卒	13	49.0	611,846	—	611,846			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	—	—	—	—	—			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 課 長	355	48.8	592,279	2,025	590,255	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上	
大 学 卒	229	48.2	595,006	1,800	593,206			
短 大 卒	21	50.9	614,588	—	614,588			
高 校 卒	102	49.3	584,844	2,863	581,981			
中 学 卒	3	55.3	503,531	—	503,531			
技 術 課 長	573	45.0	581,032	5,648	575,384	同上	同上	
大 学 卒	398	44.4	589,506	5,305	572,449			
短 大 卒	63	44.9	547,140	4,618	542,522			
高 校 卒	103	47.3	567,653	8,212	559,441			
中 学 卒	9	53.3	486,108	201	485,907			

(注) (A)-(B)の計算結果が一致しないものは、小数点以下第1位を四捨五入して端数処理をしているためである  
(以下この表において同じ。)



項目 職 種	調 査 実人員	平均 年齢	平成18年4月分平均支給額			備 考	対応級	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	93	45.9	540,314	25,828	514,486	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	本表2規模500人以上及び本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	66	45.4	546,834	25,389	521,445		
	短大卒	3	39.3	452,382	17,459	434,923		
	高校卒	24	48.7	524,862	28,405	496,457		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	150	44.4	512,680	90,799	421,881	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同上
	大学卒	91	44.5	507,503	100,001	407,503		
	短大卒	11	43.7	496,727	152,761	343,966		
	高校卒	48	44.5	526,137	58,538	467,600		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	139	41.5	381,440	75,418	306,022	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上
	大学卒	71	40.8	378,001	70,231	307,770		
短大卒	5	40.8	344,467	44,837	365,952			
高校卒	60	41.9	386,622	86,091	300,531			
中学卒	3	52.6	430,955	50,226	380,729			
技術係長	271	40.0	374,117	96,358	277,759	同上	同上	
大学卒	137	39.9	378,112	104,815	273,297			
短大卒	31	38.5	357,864	68,920	395,798			
高校卒	100	40.3	371,494	89,722	281,772			
中学卒	3	51.2	445,556	215,015	230,541			
事務主任	405	39.0	384,618	98,755	285,863	同上	同上	
大学卒	242	37.1	381,013	105,800	275,214			
短大卒	37	41.2	392,762	92,101	300,661			
高校卒	125	43.8	391,508	81,050	310,458			
中学卒	1	54.0	605,859	131,508	474,351			
技術主任	634	33.7	356,222	123,864	232,359	同上	同上	
大学卒	442	32.9	352,585	129,824	222,761			
短大卒	88	37.4	379,751	87,640	292,110			
高校卒	101	38.4	377,909	87,077	290,832			
中学卒	3	43.7	373,030	80,083	292,947			
事務係員	1,348	33.1	293,763	66,086	227,677	同上	同上	
大学卒	655	31.5	303,000	84,931	218,069			
短大卒	254	31.1	270,141	49,535	220,607			
高校卒	421	37.2	291,840	43,203	248,637			
中学卒	18	52.9	357,843	47,665	310,178			
技術係員	2,134	31.8	300,798	84,179	216,619	同上	同上	
大学卒	1,268	30.6	298,387	88,677	209,710			
短大卒	334	31.1	291,993	69,555	222,438			
高校卒	508	36.2	315,951	80,101	235,850			
中学卒	24	49.9	349,440	92,078	257,361			

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成18年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	4	50.6	636,282	—	636,282	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 役兼任者を除く。)	行政職(1) 8級
	大学卒	4	50.6	636,282	—	636,282		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	工場長	2	53.5	937,502	—	937,502	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大学卒	2	53.5	937,502	—	937,502		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	211	53.4	748,664	1,266	747,398	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大学卒	158	53.6	756,797	1,264	755,532		
	短大卒	6	52.5	692,195	—	692,195		
	高校卒	45	52.9	733,420	1,389	732,032		
技術部長	247	50.9	703,087	11	703,076	同上	同上	
大学卒	169	50.2	689,339	18	689,321			
短大卒	23	50.6	682,255	—	682,255			
高校卒	55	52.6	741,737	—	741,737			
事務部次長	41	53.0	666,336	6,255	660,081	上記部長に事故等 あるときの職務代行 者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	行政職(1) 7級	
大学卒	33	52.2	687,391	7,797	679,594			
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	6	55.7	583,101	225	582,876			
技術部次長	10	48.0	652,613	—	652,613	同上	同上	
大学卒	10	48.0	652,613	—	652,613			
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	—	—	—	—	—			
事務課長	254	48.8	618,520	1,673	616,847	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	行政職(1) 5級、6級	
大学卒	177	48.2	620,623	1,024	619,599			
短大卒	14	51.0	632,806	—	632,806			
高校卒	63	49.6	611,280	3,345	607,935			
技術課長	457	44.7	591,946	5,250	586,696	同上	同上	
大学卒	347	44.3	593,673	4,718	588,956			
短大卒	38	44.4	568,563	6,926	561,638			
高校卒	71	47.5	594,993	7,395	587,598			
	中学卒	1	54.0	484,000	—	484,000		

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成18年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	85	46.0	551,157	27,285	523,872	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職(1) 5級、6級
	大学卒	64	45.4	551,599	26,046	525,553		
	短大卒	2	41.0	465,525	6,927	458,598		
	高校卒	19	49.2	556,587	34,685	521,902		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	149	44.4	512,742	91,127	421,614	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同上
	大学卒	90	44.5	507,576	100,609	406,966		
	短大卒	11	43.7	496,727	152,761	343,966		
	高校卒	48	44.5	526,137	58,538	467,600		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	76	41.7	397,804	85,244	312,560	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	行政職(1) 3級、4級
	大学卒	48	40.6	383,251	82,463	300,788		
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	26	43.2	425,149	93,444	331,705			
中学卒	2	52.5	448,343	55,507	392,837			
技術係長	186	40.0	380,002	99,537	280,465	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上	
大学卒	117	40.0	381,340	108,247	273,092			
短大卒	10	38.6	376,472	44,691	331,781			
高校卒	57	40.0	377,008	90,431	373,583			
中学卒	2	50.5	482,978	261,550	221,429			
事務主任	346	38.9	388,459	103,033	285,426		行政職(1) 2級	
大学卒	217	37.0	382,627	108,384	274,243			
短大卒	29	41.6	399,649	98,583	301,066			
高校卒	99	43.9	401,920	88,187	313,733			
中学卒	1	54.0	605,859	131,508	474,351			
技術主任	560	33.6	357,103	124,946	232,156		同上	
大学卒	424	32.9	352,696	130,141	222,556			
短大卒	53	37.9	397,171	91,386	305,785			
高校卒	82	38.2	382,569	87,869	294,700			
中学卒	1	55.0	406,790	72,199	334,591			
事務係員	873	32.0	299,760	75,904	223,856		行政職(1) 1級、2級	
大学卒	495	31.0	306,734	93,563	213,171			
短大卒	159	29.9	271,344	55,221	216,123			
高校卒	210	36.9	307,002	44,438	262,563			
中学卒	9	56.2	380,340	67,879	312,461			
技術係員	1,316	31.9	311,293	94,394	216,900		同上	
大学卒	910	30.5	301,529	95,829	205,700			
短大卒	127	33.8	344,159	94,898	249,261			
高校卒	271	37.3	333,513	86,174	247,339			
中学卒	8	57.0	410,443	116,959	293,484			



職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成18年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	<b>事務課長代理</b>	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職(1) 3級、4級
	7	44.4	390,707	5,451	385,256			
	大学卒	1	43.0	401,600	—	401,600		
	短大卒	1	36.0	426,550	38,160	388,390		
	高校卒	5	46.4	381,360	—	381,360		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	<b>技術課長代理</b>	—	—	—	—	—	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同上
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	<b>事務係長</b>	63	41.1	356,518	60,453	296,065	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	行政職(1) 2級
	大学卒	23	41.2	362,889	35,026	327,863		
	短大卒	5	40.8	344,467	44,837	299,630		
高校卒	34	40.8	353,420	79,754	375,779			
中学卒	1	53.0	388,460	37,320	351,140			
<b>技術係長</b>	62	43.7	375,515	68,939	306,575	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	同上	
大学卒	18	39.2	349,716	50,615	299,101			
短大卒	8	43.5	388,054	23,396	364,658			
高校卒	35	45.9	386,470	89,660	296,810			
中学卒	1	53.0	354,100	101,288	252,812			
<b>事務主任</b>	53	42.1	331,145	34,142	297,003		同上	
大学卒	22	40.6	345,842	41,973	303,869			
短大卒	8	38.4	341,476	43,830	297,647			
高校卒	23	44.6	315,272	24,344	290,928			
中学卒	—	—	—	—	—			
<b>技術主任</b>	62	39.2	325,348	65,443	259,904		同上	
大学卒	14	39.6	360,657	67,251	293,406			
短大卒	27	36.5	322,115	57,433	264,682			
高校卒	19	43.2	300,628	73,942	226,686			
中学卒	2	38.0	356,150	84,025	272,125			
<b>事務係員</b>	434	36.2	281,587	41,692	239,895		行政職(1) 1級、2級	
大学卒	150	34.4	288,194	41,844	246,350			
短大卒	87	33.9	265,958	34,183	231,775			
高校卒	188	37.8	281,057	45,288	235,769			
中学卒	9	49.6	335,551	27,635	307,916			
<b>技術係員</b>	619	32.1	279,091	52,803	226,289		同上	
大学卒	287	31.5	291,262	57,253	234,010			
短大卒	126	30.1	250,115	31,080	219,035			
高校卒	193	34.4	283,746	65,446	218,300			
中学卒	13	47.3	307,343	69,190	238,153			

4 規模100人未満 (企業規模100人未満で、かつ、事業所規模50人以上)

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成18年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
		人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 役兼任者を除く。)	行政職(1) 5級、6級	
	大学卒	-	-	-	-	-			
	短大卒	-	-	-	-	-			
	高校卒	-	-	-	-	-			
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上	
	大学卒	-	-	-	-	-			
	短大卒	-	-	-	-	-			
	高校卒	-	-	-	-	-			
	事務部長		2	53.0	487,300	-	487,300	2課以上又は構成員 10人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
		大学卒	1	51.0	470,700	-	470,700		
		短大卒	-	-	-	-	-		
		高校卒	1	55.0	503,900	-	503,900		
技術部長		2	48.0	551,665	-	551,665	同上		
	大学卒	1	47.0	584,330	-	584,330			
	短大卒	-	-	-	-	-			
	高校卒	1	49.0	519,000	-	519,000			
事務部次長		-	-	-	-	-	上記部長に事故等 あるときの職務代行 者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職	同上	
	大学卒	-	-	-	-	-			
	短大卒	-	-	-	-	-			
	高校卒	-	-	-	-	-			
技術部次長		-	-	-	-	-	同上		
	大学卒	-	-	-	-	-			
	短大卒	-	-	-	-	-			
	高校卒	-	-	-	-	-			
事務課長		1	51.0	530,000	-	530,000	2係以上又は構成員 5人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	行政職(1) 3級、4級	
	大学卒	1	51.0	530,000	-	530,000			
	短大卒	-	-	-	-	-			
	高校卒	-	-	-	-	-			
技術課長		17	42.6	475,128	-	475,128	同上		
	大学卒	6	46.0	530,097	-	530,097			
	短大卒	5	41.4	471,826	-	471,826			
	高校卒	5	38.2	412,995	-	412,995			
	中 学 卒	1	50.0	472,500	-	472,500			

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成18年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	1	46.0	339,600	—	339,600	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	行政職(1) 3級、4級
	大学卒	1	46.0	339,600	—	339,600		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	1	41.0	495,660	—	495,660	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同上
	大学卒	1	41.0	495,660	—	495,660		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	—	—	—	—	—	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職	行政職(1) 2級
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
技術係長	23	33.7	295,687	102,320	193,367		同上	
大学卒	2	33.5	265,001	122,280	142,721			
短大卒	13	36.2	326,106	112,988	213,118			
高校卒	8	29.8	253,927	79,995	173,932			
事務主任	6	38.7	275,150	6,281	268,870		同上	
大学卒	3	42.0	293,500	—	293,500			
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	3	35.3	256,800	12,561	244,239			
技術主任	12	32.6	287,633	105,962	181,671		同上	
大学卒	4	31.5	279,564	102,231	177,332			
短大卒	8	33.1	291,668	107,828	183,840			
高校卒	—	—	—	—	—			
事務係員	41	35.4	241,883	19,964	221,918		行政職(1) 1級、2級	
大学卒	10	30.3	234,686	28,547	206,139			
短大卒	8	41.3	271,347	17,494	253,854			
高校卒	23	35.6	234,763	17,092	217,671			
技術係員	199	29.0	258,387	73,974	184,413		同上	
大学卒	71	28.9	262,613	64,984	197,629			
短大卒	81	25.5	228,196	74,152	154,045			
高校卒	44	35.0	305,482	89,355	216,127			
技術係員	3	36.5	289,528	84,164	205,364			

その2 その他の職種  
規模計

職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成18年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
技能・ 労務関係 職種	電話交換手	人 3	歳 43.3	円 333,364	円 35,784	円 297,580	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	2	53.5	334,709	17,876	316,833	
	守衛	7	48.5	405,186	111,815	293,371	
	用務員	6	54.2	429,903	44,615	385,288	
教育関係 職種	大学学長	1	69.0	827,000	—	827,000	
	大学副学長	5	64.8	874,568	—	874,568	
	大学学部長	5	60.8	866,500	—	866,500	
	大学教授	94	56.5	825,831	2,766	823,065	
	大学助教授	66	47.0	663,173	2,616	660,558	
	大学講師	42	41.7	541,015	35,563	505,452	
	大学助手	5	37.0	335,160	—	335,160	
	高等学校校長	—	—	—	—		
	高等学校教頭	1	64.0	767,438	—	767,438	
高等学校教諭	36	47.4	572,096	—	572,096		
研究関係 職種	研究所長	5	52.5	964,372	—	964,372	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	89	48.2	692,515	1,092	691,423	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	80	47.5	601,722	9,135	592,587	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	145	44.5	556,105	20,604	535,500	下記研究員より上位の者
	研究員	249	36.3	360,749	76,951	283,798	
	研究補助員	113	28.7	262,463	60,781	201,682	



職 種	項 目	調 査 実人員	平均 年齢	平成18年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
医 療 関 係 職 種	病院長	2	56.0	1,329,565	—	1,329,565	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	3	55.3	1,204,533	—	1,204,533	上記院長に事故等あるときの職務代行者
	医科長	22	49.4	837,932	35,650	802,282	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	43	39.2	469,045	45,001	424,044	
	歯科医師	1	36.0	505,330	—	505,330	
	薬局長	3	48.0	651,025	15,936	635,089	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	22	36.7	371,334	64,396	306,938	
	診療放射線技師	32	35.4	356,337	62,123	294,214	
	臨床検査技師	45	37.3	347,156	33,204	313,952	
	栄養士	14	34.1	307,169	20,690	286,479	
	理学療法士	25	31.3	304,240	17,822	286,418	
	作業療法士	2	22.5	255,955	—	255,955	
	総看護師長	4	59.3	686,641	—	686,641	部下に看護師長5人以上
	看護師長	51	43.5	435,311	39,086	396,225	部下に看護師又は准看護師5人以上
看護師	117	30.8	304,693	61,075	243,618		
准看護師	47	39.6	285,774	48,848	236,926		

### 第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

項目 学 歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
		大学卒	62.2	(26.8)	
高校卒	36.6	(33.3)	(66.7)	(0)	63.3

(注)1 事務員と技術者のみを対象としたものである。  
2 ( )内は、採用がある事業所を100とした割合である。

### 第14表 民間における家族手当の支給状況

(単位:%)

制度の有無	事業所割合
制 度 あり	83.2
制 度 なし	16.8

(単位:円)

扶養家族の構成	支給月額
配 偶 者	15,364
配偶者と子1人	20,918(5,554)
配偶者と子2人	25,487(4,568)

(参 考)

(単位:円)

市職員の 現行手当月額	配 偶 者	15,800
	配偶者以外の1人目及び2人目の 扶 養 親 族	6,300
	その他の扶養親族	5,800
	満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子1人につき加算する額	5,000

(注)1 制度の有無は、全事業所を100とした割合である。  
2 支給月額は、扶養家族の構成に応じて支給される手当額の平均である。  
3 ( )内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。  
4 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。  
5 市職員においては、扶養親族でない配偶者を有する者の第1人目の子等について、500円を加算する。

### 第15表 民間における住宅手当の支給状況

(単位:%)

支給の有無		事業所の割合
支 給	借家・借間居住者に支給	75.3
	自宅居住者に支給	59.9
	社宅居住者に支給	14.6
非 支 給		23.7

(注) 複数回答である。

### 第16表 民間における特別給の支給状況

(単位:円)

項 目	区 分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	下半期(A1)
	上半期(A2)	408,822	289,804
特別給の支給額	下半期(B1)	882,456	609,422
	上半期(B2)	928,426	624,728
特別給の支給割合 (単位:月分)	下半期(B1/A1)	2.22	2.03
	上半期(B2/A2)	2.27	2.16
年 間 の 平 均		4.43月分	

(注) 1 下半期とは平成17年8月から平成18年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、4.45月分である。

### 第17表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
役職段階				
係 員	19.1	12.7	1.8	66.4
課 長 級	14.0	9.2	2.4	74.4

### 第18表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	83.8	83.2	49.4	6.8	27.0	0.6	16.2
課 長 級	82.5	80.8	40.3	11.6	28.9	1.8	17.5

(注)ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

### 第19表 民間における年俸制の導入状況

(単位:%)

項目 役職段階	年俸制を導入している事業所	年俸制を導入していない事業所
課 長 級	28.7	71.3
部 長 級	33.9	66.1

### 第20表 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

項目 役職段階	昇給制度 あり	昇給制度あり			昇給制度 なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	88.3	30.6	72.4	42.1	11.7
課 長 級	87.9	23.5	74.2	46.4	12.1

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

## 第21表 民間における冬季賞与の配分状況

(単位:%)

項目 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係 員	55.8	44.2
課 長 級	42.4	57.6

## 第22表 民間における雇用調整の実施状況

(単位:%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	34.9
部門の整理・部門間の配転	30.5
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	30.3
転籍出向	29.4
一時帰休・休業	0.0
残業の規制	22.3
希望退職者の募集	5.7
正社員の解雇	0.0
賃金のカット	3.6
計	30.0

(注)1 平成18年1月以降の実施状況である。

2 複数回答である。

3 「計」欄は、何らかの上記措置を行った事業所の割合である。

## 第23表 民間における所定労働時間の状況

### 平均所定労働時間

1日単位	1週間単位
7 時間 45 分	38 時間 52 分

(注) 平均所定労働時間は、事務・管理部門の所定労働時間である。

### 1日の所定労働時間の分布状況

(単位：%)

8時間	7時間50分以上 8時間未満	7時間40分以上 7時間50分未満	7時間30分以上 7時間40分未満	7時間30分未満
30.6	18.2	27.9	15.8	7.5

(注) 事務・管理部門の分布状況である。

### 1週間の所定労働時間の分布状況

(単位：%)

40時間	39時間以上 40時間未満	38時間以上 39時間未満	37時間以上 38時間未満	37時間未満
31.5	18.0	32.3	14.2	4.0

(注) 事務・管理部門の分布状況である。

## 第3部 労働経済指標

## 第24表 費目別、世帯人員別標準生計費

(平成18年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	29,670	40,920	54,120	67,320	80,520
住居関係費	36,190	59,150	57,640	56,130	54,610
被服・履物費	5,540	7,660	9,930	12,190	14,460
雑費	31,700	54,830	75,780	96,730	117,680
雑費	9,740	27,640	29,050	30,470	31,880
計	112,840	190,200	226,520	262,840	299,150

### (注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における平成18年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、人事院が示した「費目別、世帯人員別生計費換算乗数(平成18年全国)」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

### 2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …………… 食料  
 住居関係費 …………… 住居、光熱・水道、家具・家事用品  
 被服・履物費 …………… 被服及び履物  
 雑費 …………… 保険医療、交通・通信、教育、教養娯楽  
 雑費 …………… その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)



第25表 労働経済指標

項目		年 月	単位	平成17年 4月	5月	6月	7月		
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国 (規模30人以上)	きまって支給する 給与	調査産業計	金額	千円	304.1	298.3	300.8	301.0
				前年同月比	%	0.8	0.8	0.5	0.6
		うち所定内給与	金額	千円	277.7	273.3	275.5	275.5	
			前年同月比	%	0.8	0.9	0.4	0.6	
	総実労働時間数(調査産業計)		時間数	時間	158.1	146.0	158.4	155.2	
	うち所定外労働時間数		時間数	時間	12.9	12.0	12.2	12.4	
	神奈川県 (規模30人以上)	きまって支給する 給与	調査産業計	金額	千円	334.6	328.8	332.7	334.6
				前年同月比	%	0.1	1.1	2.1	1.3
		うち所定内給与	金額	千円	303.4	298.2	302.4	301.1	
			前年同月比	%	0.6	1.3	2.8	1.1	
総実労働時間数(調査産業計)		時間数	時間	155.3	144.4	156.7	153.4		
うち所定外労働時間数		時間数	時間	13.7	13.7	13.5	14.5		
生計費 (総務省家計調査)	消費支出 (全世帯)	全 国	金額	千円	319.3	296.0	283.3	293.8	
			前年同月比	%	2.9	1.8	0.8	4.0	
	川 崎 市	金額	千円	337.2	321.1	303.4	375.5		
		前年同月比	%	13.8	11.2	0.9	16.2		
物 価	消費者物価指数 (総務省統計局)	全 国	前年同月比	%	0.0	0.2	0.5	0.3	
		川 崎 市	前年同月比	%	0.3	0.4	0.5	0.3	
	国内企業物価指数(日本銀行)		前年同月比	%	1.9	1.8	1.4	1.6	
雇 用 ・ 生 産	常用雇用指数(厚生労働省・調査産業計)		前年同月比	%	0.6	0.7	0.6	0.5	
	有効求人倍率(厚生労働省)		倍	0.93	0.95	0.96	0.97		
	鉱工業生産指数(経済産業省)		前年同月比	%	0.1	1.3	0.2	2.6	
	製造工業労働生産性指数 (社会経済生産性本部)		前年同月比	%	0.0	1.4	1.5	2.6	

8月	9月	10月	11月	12月	平成18年 1月	2月	3月	4月
299.6	300.5	302.3	303.5	303.7	299.6	301.3	303.8	306.3
0.8	0.7	0.8	1.1	1.1	0.6	0.7	1.1	0.7
274.5	275.6	276.3	276.9	276.5	273.6	275.2	277.3	279.3
0.9	0.7	0.7	1.1	1.0	0.5	0.6	0.9	0.6
151.0	153.1	152.7	155.2	153.7	143.0	151.7	155.3	157.7
12.0	12.2	12.6	12.8	13.3	12.4	12.6	13.1	13.3
335.3	334.8	338.2	342.7	338.9	339.7	338.8	341.0	343.4
3.6	2.5	2.2	3.6	3.4	3.2	1.6	2.7	2.6
303.8	302.7	304.6	306.8	304.5	304.8	306.2	307.5	309.5
3.5	2.3	1.7	2.8	2.7	2.8	2.1	2.5	2.0
145.0	151.0	151.4	154.7	150.7	141.8	151.6	155.0	156.1
13.1	13.8	14.7	15.3	15.4	15.0	15.5	15.5	15.3
299.6	289.0	300.3	284.5	346.2	294.2	269.8	313.9	313.7
1.0	0.5	1.1	1.0	0.4	3.0	1.6	2.3	1.8
389.7	461.1	343.4	376.2	534.0	353.7	330.2	352.3	395.1
13.7	40.0	0.1	15.3	30.2	5.2	13.5	6.3	17.2
0.3	0.3	0.7	0.8	0.1	0.5	0.4	0.3	0.4
0.2	0.2	0.7	0.9	0.4	0.6	0.5	0.4	0.3
1.8	1.8	2.1	2.0	2.3	2.7	3.0	2.7	2.5
0.5	0.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.6
0.97	0.97	0.98	0.99	1.03	1.03	1.04	1.01	1.04
1.4	0.9	2.1	3.4	3.5	2.7	3.9	3.1	3.6
0.8	0.4	1.4	3.0	1.6	2.2	1.0	1.0	2.6